

●香川県告示第25号

平成30年香川県告示第273号（漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅）及び平成30年香川県告示第287号（漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅）の一部を次のように訂正する。

令和元年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 平成30年香川県告示第273号の一部訂正

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、屋島加入区について、平成26年香川県告示第360号による保険に付すべき義務は、平成30年10月6日限り消滅したので、告示する。	漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、屋島加入区について、平成26年香川県告示第 <u>330号</u> による保険に付すべき義務は、平成30年10月6日限り消滅したので、告示する。

2 平成30年香川県告示第287号の一部訂正

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、直島加入区について、平成26年香川県告示第 <u>373号</u> による保険に付すべき義務は、平成30年10月20日限り消滅したので、告示する。	漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、直島加入区について、平成26年香川県告示第 <u>376号</u> による保険に付すべき義務は、平成30年10月20日限り消滅したので、告示する。